

舗装工事の施工体制実態調査票の提出について

舗装工事については、必要な施工体制を事前に確認するため、舗装機械の所有・保管等の状況調査（事前審査）を行っております。

舗装工事の一般競争入札に参加を希望する方は、下記により2年毎の入札参加資格審査申請に併せ、「申請書」及び「施工体制実態調査票（その1～その3）」の提出をお願いいたします。なお、提出がない場合は、一般競争入札への参加を認めないことがありますので、ご注意ください。

1 調査対象

以下の施工体制を全て満たし、舗装工事の一般競争入札に参加を希望する方

- 新潟市内に拠点（本社、支店、営業所）がある。
- 自社施工で必要となる稼働可能な舗装機械を所有又は長期リース（3年以上）しており、新潟市内に保管している。
- 新潟市内の拠点において、直接的かつ恒常的に雇用している舗装工事の技能者で編成する作業班を有している。
- 新潟市内の拠点において、直接的かつ恒常的に雇用している1級舗装施工管理技術者を有している。

※「直接的かつ恒常的に雇用」とは、3カ月以上の雇用実績があり、かつ、雇用期間が定められていない、又は、1年以上の雇用期間が記載された雇用契約書を交わしていることをいいます。

2 提出方法

(1) 当初申請

「(変更)申請書」,「施工体制実態調査票（その1～その3）及び添付書類」を提出してください。

(2) 変更申請

施工体制実態調査票の内容について、変更を生じた場合は、「(変更)申請書」,「施工体制実態調査票（変更）及び添付書類」を速やかに提出してください。

※施工体制実態調査票, 施工体制実態調査票（変更）は、エクセルデータも契約課宛にメール送信をお願いします。

3 提出先

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市 財務部 契約課 工事契約係

メールアドレス keiyaku@city.niigata.lg.jp

4 その他

○調査票を基に現地調査を行います。

○競争入札の落札（候補）者となり、資格審査（事後審査）を受ける際は、契約担当課に「舗装工事施工体制票」の提出をお願いします。